

技管第148号
平成17年9月22日

各機関建設副産物実態調査担当課長 様

栃木県土木部参事兼技術管理課長
(関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会幹事)

栃木県建設副産物実態調査要領の改正について(通知)

このことについて、添付のとおり改正し適用することとしたので通知します。
なお、前要領(平成14年10月1日適用)からの改正点は添付の改正概要のとおりです。

栃木県土木部
技術管理課技術調整担当
狐塚・大島
TEL 028-623-2421
FAX 028-623-2422
埴田会館3階北東側

栃木県建設副産物実態調査要領

1. 適用範囲

この要領は、栃木県及びその外郭団体、栃木県内市町村及びその外郭団体が実施する建設工事に係る建設副産物実態調査の実施に伴う調査について定めるものである。

2. 調査対象工事

栃木県及びその外郭団体、栃木県内市町村及びその外郭団体の発注工事のうち、最終工事契約金額が100万円以上の工事とする。

3. 調査対象期間

平成10年10月1日以降に完成する工事とする。

4. 建設副産物実態調査票（以下「調査票」という。）提出様式

調査票は、「建設リサイクルデータ統合システム - CREDAS 入力システム -」（以下、「CREDAS 入力システム」という）により作成し、電子データにて提出する。

5. 調査票の作成者

元請け施工会社が作成する。

6. 調査票の作成依頼

工事担当者は調査対象工事の発注にあたり、資料一式を元請け施工会社に配布し、特記仕様書において調査票の提出を明記する。

7. 調査票のチェック

工事担当者は、元請け施工会社から提出された調査票について以下の手順で内容及び回収状況のチェックを行い、必要に応じて修正、督促を行うこととする。

工事担当者は、元請け施工会社から調査票が提出された時点で、記載内容に間違いがないか、記入漏れがないか等のチェックを行う。

工事担当者は調査対象になっている工事で提出もれがないかチェックして、必要に応じて元請け施工会社に督促を行う。

8. 調査票の回収及び提出

栃木県及びその外郭団体の発注工事

発注機関単位で工事完了後に提出された調査票（電子データ）をまとめ、月毎（提出に該当する月の翌月15日まで）に電子メールで栃木県土木部技術管理課に調査票のデータを送信する。

なお、提出にあたり、本庁契約工事（事務所から進達された工事を除く）の場合は本庁各課が取りまとめ、所長委任工事及び事務所で起工した本庁契約工事の場合は出先事務所が取りまとめるものとする。

栃木県内市町村及びその外郭団体の発注工事

各市町村単位で工事完了後に提出された調査票（電子データ）をまとめ、四半期毎（提出に該当する月の翌月15日まで）に電子メールで栃木県土木部技術管理課に調査票のデータを送信する。

附 則

本要領は、平成10年10月1日から適用する。

本要領は、平成11年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成14年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成17年10月1日から改正適用する。